

土地の取引にかかる差別問題について

土地の取引にかかる差別問題とは、不動産や住宅を選ぶ際に同和地区や同和地区に関連のあることを理由に購入や賃貸契約等を避けようとする部落差別のことを言います。

この問題を発生させる要因としては、同和地区やその近隣地（土地）に関わると、社会や世間から同和地区出身者と見なされてしまうと感じ、それを避けようとする意識や思い込みから、これらの地区等を避けようとする考えられます。

Q 土地の取引にかかる差別問題とは、具体的にどのような行為を指すのでしょうか。



A 対象の土地が同和地区であるかどうか「調べること」、「答えること」、「教えること」です。これらの行為は差別あるいは差別につながる行為であり、許されないことです。

差別につながる土地調査は頼まない、調べない、答えない

住んでいる土地によって差別することは人権を侵害することです。宅地建物取引業者は、取引物件について「〇〇町が同和地区かどうか教えてほしい」といった問い合わせに対して、調査したり回答することは不当な差別につながるという正しい認識をもち、そのような回答は拒みましょう。

当然、宅地建物取引業法第47条で規定する重要な事実の不告知には該当せず、逆に回答することが差別的な行動となります。

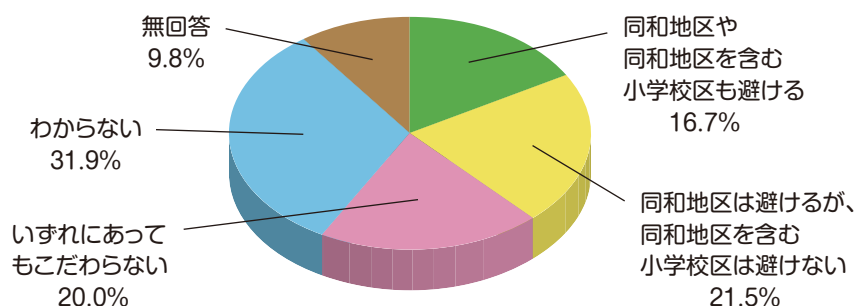
また、物件購入希望者においても、宅地建物取引業者等に対し同和地区かどうか調査を頼むことはしてはいけないことです。

…………… 部落差別の解消の推進に関する法律 …………… (平成28年法律第109号)

(目的) 第一条：この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

同和地区や同和地区を含む 小学校区内にある住宅の購入・賃貸

住宅を選ぶ際、同和地区や同和地区を含む
小学校区内の物件を避けることがあると思うか



※割合を示す数値は端数処理しているため、回答比率の合計が100%になりません。

(人権についての姫路市民意識調査結果報告書から)

左のグラフは、姫路市が令和4年(2022年)2月に実施した「人権についての姫路市民意識調査」における同和地区への忌避意識に関する調査項目への回答の一部です。同和地区の物件を避けるとした割合は4割近くを占めています。このことから、未だに忌避意識から生まれる同和地区の土地等への差別意識が根強く残っていることがうかがえます。

土地の取引にかかる差別問題の解消へ



「土地の取引にかかる差別問題」の解消を図っていくためには、同和地区に対する偏見や誤った知識に起因した忌避意識の解消が大きな課題です。人権意識の高揚を図るとともに、同和問題についての正しい理解と認識を深めていくことが重要です。すべての人がお互いの人権を尊重し、差別のない姫路のまちを築いていきましょう。

…………… お問い合わせ先 ……………

姫路市市民局 人権推進部 人権啓発課

TEL 079-221-2376 FAX 079-221-2334
E-mail : jinkenkeihatu@city.himeji.lg.jp